

令和6年第8回網走市教育委員会会議録

令和6年7月30日（火）午後4時00分 西庁舎会議室に招集した。

1. 出席者は次のとおりである。

教育委員 佐々木 砂宗 ・ 池田 真哲 ・ 鴻巣 知香子（欠席：富永 雄一）
教育長 岩永 雅浩

2. 会議の議案は、次のとおり。

議案第1号 網走市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を
改正する規則制定について【公開】【原案可決】
報告第1号 網走市社会教育推進計画について【公開】【報告承認】

3. 説明のため出席した者は、次のとおり。

学校教育部長	北 村 幸 彦
社会教育部長	吉 村 学
学校教育部次長	大 垣 正 紀
学校教育課長	高 橋 善 彦
学校教育課参事	里 見 達 也
社会教育課長	湯 浅 崇

4. 会議の書記は、次のとおり。

学校教育課庶務係長 小 澄 晃

5. 会議の署名委員は、次のとおり。

本日出席委員全員および教育長

岩永教育長

それでは、ただ今から令和6年第8回網走市教育委員会を開会いたします。

本日の出席委員は、教育委員3名と教育長が出席をしております。富永委員からは欠席との連絡がございました。

本日の会議録署名委員の指名ですが、出席をされている委員全員と教育長といたします。

それでは本日の議題に入ります。

議案第1号「網走市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則制定について」を上程いたしますので、事務局の説明をお願いいたします。

里見学校教育課参事 ただ今、ご上程いただきました、議案第1号「網走市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則制定について」ご説明申し上げます。議案書の1頁から6頁をご覧ください。

改正の趣旨でございますが、令和7年度より新たに当市立学校に導入することとして現在準備を進めております小規模特認校制度の実施に伴い、同校への通学を希望する市内児童生徒に対し、居住地の通学区域の指定学校以外への通学を指定できるよう、当該規則の所要の改正を行うものでございます。

改正の内容ですが、議案資料の中段（1）から（5）に記載のとおりでございます。

このうち、小規模特認校制度導入にかかる通学指定につきましては（4）の、今回新たに「第5条」として新設する条文でございまして、それ以外は条文見出しの追加や当該規則中の定義の明文化、また細かな文言整理などの改正内容となっております。

施行期日につきましては、令和7年4月1日から施行しようとするものでございます。

議案資料の後段から6ページには、現行と改正案の新旧対照表を掲載しておりますので、改正箇所の詳細についてご確認いただけます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

岩永教育長

ただ今、議案第1号につきまして提案理由の説明がございました。これにつきまして、ご質問あるいはご意見がございましたらお受けしたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

佐々木委員 施行日は令和7年4月1日からということで、特認校に通うかという判断については、事前に保護者も学校の方も、市教委側もこの点について判断されるかと思いますが、別にこの日を遡って決められない訳ではないですよ。

里見学校教育課参事 委員お尋ねの件ですが、今回通学区域の規則改正については、小規模特認校制度がスタートする令和7年度に合わせて、4月1日とさせていただきました。この資料の3ページ、新旧対照表の第5条で、教育委員会が特に認める小学校及び中学校に限り、別に定めるところにより通学区域外の学校を指定することができる。というところで、別に定めるところがございます。ここにつきまして、今回導入する小規模特認校制度の実施要綱を規則とは別に策定する予定です。ただ今準備を進めておりまして、本年の10月から正式に適用しまして、要綱に基づき、新年度からの希望されるお子さんの募集受付、通学希望受付をすることですすめようとしているところでございます。なお、この要綱制定に先立ちまして、9月17日には保護者向け説明会、見学会を開催することですすめております。

池田委員 今までにどれくらい変更している事例があるのでしょうか。今まではあらかじめ学校機関の意見を求めて決めていたということだと思うのですが、具体的にいうと、どういう事例で変更されていたのでしょうか。

里見学校教育課参事 これまでの区域外通学の事例ですが、これについては別に指定校変更の要綱がございまして、これに沿って都度事案に応じて内容審査しております。例えば、通学区域から転居した場合、学年途中での転居という理由により、本来は転居先の学校に通うところを、年度が終わるまで元の学校に通いたいといった場合、あるいは小学校から中学校に進学する場合、小学校での少年団活動、スポーツをしていてその活動を継続したいから、中学校に進学する際、その部活動のある中学校へ通いたいといった理由などにより変更受付をしているところでございます。

岩永教育長 おおよその件数はわかりますか。

里見学校教育課参事 おおよその件数は、詳細の数字は持ち合わせてございませんが、年間で30件くらいではないかと思います。

佐々木委員 4ページからはじまる別表の学校表記ですが、変更した理由はどうしてでしょうか。

里見学校教育課参事 ただいまの別表の表記についてですが、正しい学校名の表記にしたいということでの文言整理です。こういった規則に略称を用いることは好ましく

ないということから、今回整理させていただきました。

岩永教育長

他にはいかがでしょうか。

(「ありません」との発言)

それでは、お諮りいたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」との発言)

異議なしと認めまして、本案は原案のとおり決定させていただきます。

次に、報告第1号「網走市社会教育推進計画について」を上程いたしますので、事務局の説明をお願いします。

湯浅社会教育課長

ただいまご上程いただきました、報告第1号「令和6年度社会教育推進計画について」説明させていただきます。別冊のA4横版の資料になります。

資料1ページ目には、「第4次社会教育長期計画」の基本目標、基本方針に沿った、令和4年度から6年度における重点施策と、その指標を記載しています。

基本目標・方針に基づく重点施策は、毎年検証を行い3年ごとに評価していくものとして、施策の指標である「KPI（重要業績評価指標）」を定めております。

また、重点施策につきましては、長期計画策定時のご意見や社会教育委員の会議での意見をもとに定めており、KPIは令和元年度の基準値をもとに、令和5年度の実績値と令和6年度の目標値を記載しております。2ページ目以降は、各課・館の令和6年度推進計画となります。

各課・館の推進計画の詳細については、割愛させていただきますが、社会教育課の推進計画については2ページから15ページに、図書館の推進計画については16ページから21ページに、博物館の推進計画については、22ページから25ページに、美術館の推進計画については26ページから29ページに、スポーツ課の推進計画については30ページから33ページに記載しておりますので、お読み取りいただきたく思います。

なお、各課・館の令和6年度推進計画については、各課・館の審議会・協議会を経て、社会教育委員の会議でもご意見を伺い策定しております。

協議録につきましても、資料として添付させていただいておりますので、ご確認いただければと思います。
私からの説明報告は以上です。

岩永教育長 ただ今、報告第1号につきまして、事務局からの報告がございました。これにつきまして、ご質問あるいはご意見がございましたら、お受けしたいと思います。いかがでしょうか。

佐々木委員 社会教育委員の方々の議事録も読ませていただいたのですが、色々と活発な議論をされており、各課で趣向を凝らして企画していただいているので、引き続き頑張ってもらえばありがたいなと思います。ただ、参加者の募集が皆さん心配されているようなので、そこだけちょっと重点的に対応していただければと思います。

岩永教育長 他には。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

それでは、無いようですので、報告第1号について、報告のあったとおり承認することとします。

以上で、本日の案件につきましては全て終了いたしました。その他、案件以外で何かございますか。

（「ありません」との発言あり）

それでは、無いようですので、以上をもちまして本日の教育委員会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

【午後4時13分 終了】